

大阪狭山市の創業支援について



2013年に成立した産業競争力強化法において、市町村が商工会等と連携し、専門家による支援・創業セミナーの開催等の創業支援を実施する「創業支援等事業計画」について、国が認定することとしています。本市では、関係機関とともに計画を策定し、国の認定を受けています。

創業希望者が、経営、財務、人材育成、販路開拓等の知識習得を目的として継続的に行う創業支援の取組を受けていただくと、本市が「特定創業支援事業」を受けた者と証明します。

証明を受けた創業者は、登録免許税の軽減措置、信用保証枠の拡大等の支援策を受けることができます。

大阪狭山市で特定創業支援事業の証明を受ける主なメリット

★ 大阪狭山市創業支援補助金の活用

市内での創業希望者に対して、一定の条件を満たすことで創業までに必要な「設備経費」「広告宣伝経費」に対し補助金を交付します。

● 登録免許税の軽減

創業を行おうとする者や、創業後5年未満の個人が会社を設立する際、登記にかかる登録免許税が軽減されます（株式会社又は合同会社は、資本金の0.7%→0.35%※、合名会社又は合資会社は、1件につき6万円→3万円に軽減。）

※最低税額の場合、株式会社設立は15万円が7.5万円、合同会社設立は6万円が3万円にそれぞれ減額されます

● 融資限度額の拡大

信用保証協会の無担保、第三者保証人なしの創業関連保証の枠が1,000万円から1,500万円に拡充されます。

● 創業関連保証の早期利用

融資を受ける際、創業2カ月前から対象となる創業関連保証の特例について、事業開始6カ月前から利用の対象になります。

● 新創業融資制度の要件緩和

創業前または創業後税務申告を2期終えていない事業者は、日本政策金融公庫の新創業融資制度を、創業資金総額の1/10以上の自己資金要件を満たす方として利用できます。

特定創業支援事業の証明書の有効期限について

証明書の有効期限は、創業を希望する者または創業後5年未満の者が対象となります。なお、有効期限は下記の①②③のうち一番早い日付となります。

- ① 本市の認定創業支援等事業計画の計画期間終了日
- ② 令和6年3月31日（現行制度）
- ③ 創業後の者については、税務署受付印が押印された開業届に記載されている開業日から5年を経過しない日

大阪狭山市創業支援補助金の活用の代表的な流れ



【問い合わせ】

大阪狭山市 市民生活部 産業振興・魅力創出グループ TEL 072-366-0011

E-MAIL sangyou@city.osakasayama.osaka.jp